

「自己申告制度」利用の手引き  
～日 EU・EPA～

財務省関税局・税関

2019年3月

## 目次

### I.日 EU・EPA について

1.自己申告制度とは	2
2.輸出者自己申告（原産地に関する申告）	3
3.輸入者自己申告（輸入者の知識）	3
4.様式について	3
5.輸出者又は生産者の営業秘密等により情報が入手できない場合	3
6.書類の保存	4
7.日本税関からの原産性確認への対応（輸入面）	4

### II.自己申告の作成例

1.ワインの例	7
2.衣類の例	12

#### ～「自己申告制度」利用の手引きについて～

この手引きは、日本において自己申告制度を利用し輸入申告を行う場合、どのような書類を税関に提出すれば良いのか、事業者の皆様のご参考としてその一例を示したものです。

# I . 日 EU・EPA について

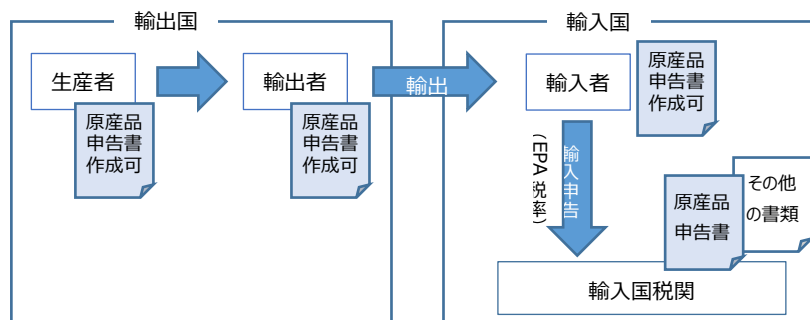
## I.日 EU・EPA について

日 EU・EPA においては、輸入者、輸出者又は生産者による自己申告制度のみが採用されており、協定上は、輸出者又は生産者による自己申告を「原産地に関する申告」と呼び、輸入者による自己申告を「輸入者の知識」と呼んでいます。

### 1.自己申告制度とは

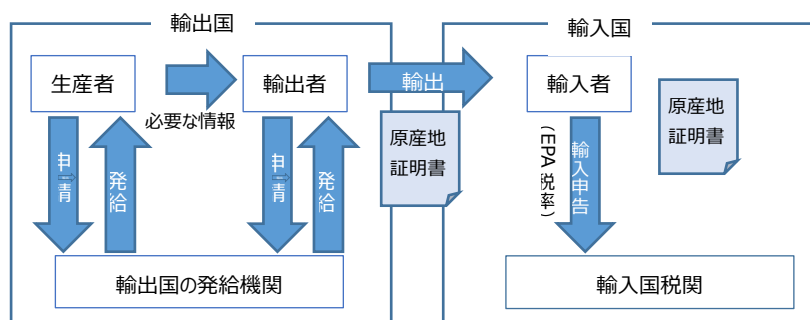
貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、当該貨物が協定上の原産品である旨を明記した書面（以下、「原産品申告書」という。）を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することにより、原産品であることを申告する制度です。この自己申告制度の下では、輸出国での原産地証明書の取得が不要であり、事業者自身が保有する情報に基づき機動的に自己申告を行うことが出来るため、リードタイムやコストの削減につながり、事業者の利便と貿易円滑化に資するものとなります。自己申告制度の利用にあたり、事前に税関への届け出や登録は不要です。

なお、自己申告制度の下で提出いただく書類は、第三者証明制度下で発給される原産地証明書と異なり、輸出国側での公的な事前審査がないものとなります。そのため日本での輸入申告時には、日 EU・EPA 第 3.16 条第 3 項第 2 文及び関税法施行令第 61 条により、通常の輸入申告書類に加え、原産品申告書と原産品であることの説明（同法施行令第 61 条の「原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び当該明細書に記載された説明内容を確認できる書類）」、以下、「明細書等」という。）を必要に応じて求めることとしています。この際、税関へ提出する情報は、日 EU・EPA の原産地規則を満たすことを示す情報を当該輸入者が入手できる範囲において提出することとなります。



### 【参考】 第三者証明制度

輸出者や生産者が輸出国発給当局（あるいはその指定機関）に貨物が原産品であることの情報を提供した上で発給申請し、原産地証明書を取得、それを輸入者に送付し、輸入者が輸入国税関にその原産地証明書を提出することで、原産品であることを証明する制度です。我が国では、TPP11（CPTPP）及び日 EU・EPA を除く各 EPA で採用されています。



### 2. 輸出者自己申告（原産地に関する申告）

輸出者（生産者を含む）自己申告は、同協定第 3 章（原産地規則及び原産地手続）附属書 3-D に規定された定型文をインボイス等の商業上の文書上に記載することとなっています。（日本への輸入に際しては、原産地に関する申告文を別紙に記載し、インボイス等の商業上の文書の別添とすることもできます。但し、別添とする場合は、インボイス等商業上の文書との関係が分かるようにする必要があります。）

また、当該申告文を記載できる輸出者とは日本又は EU 域内に所在する者であるため、いわゆる第三国インボイスが発行される場合は、当該申告文はメーカーズインボイス等その他商業上の文書上に記載する必要があります。

なお、輸出者自己申告の場合は、輸出者が、原産地に関する申告及び提供する産品が原産品であることを示す情報の正確性について責任を負うこととなっています（協定第 3.17 条 1）。

### 3. 輸入者自己申告（輸入者の知識）

輸入者自己申告は、輸入する貨物が原産品であること及び同協定第 3 章に定める要件を満たすことを示す情報に基づくものであることとなっています（協定第 3.18 条）。

輸入者自己申告は、産品が原産品であることを示す情報を輸入者が有していることが前提となっており、輸入申告時に当該情報を税関へ全く提供できないことは想定されておりません。

### 4. 様式について

輸入申告にあたり、原産品申告書（税関様式 C 第 5292 号-4）及び原産品申告明細書（税関様式 C 第 5293 号）を使用することが可能です。

なお、当該様式は任意様式であるため、適宜の書類で申告する貨物が原産品であることを示すことも可能です。

#### 5. 輸出者又は生産者の営業秘密等により、情報が入手できない場合

輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれていることから輸入者に情報を提供できない等により、輸入者が原産品であることの情報を得られない場合には、このような情報については輸入申告時に税関に対して提出する必要はありません。当該明細書には、「輸出者（又は生産者）の営業秘密であり、入手できない。」等と記載し、原産品であることの情報が提出できない理由を説明すれば足りる。

この場合においては、明細書等の提出がないことにより輸入申告時に特惠適用が否認されることはありません。ただし、必要に応じて、輸入許可後に事後確認を行う場合があります。

なお、以下の場合には、原産品申告書及び／又は明細書等の提出は必要ありません。

- (1) 課税価格の総額が 20 万円以下の場合（原産品申告書及び明細書等の提出が省略可）
- (2) 文書による事前教示を取得している場合であって、輸入（納税）申告書に取得した事前教示登録番号を記載している場合（明細書等の提出が省略可）
- (3) EU 域内で完全に得られる又は生産される産品であって、インボイス等の通関関係書類によって完全に得られた、又は生産された産品であることが確認できる場合（明細書等の提出が省略可）

#### 6. 書類の保存

##### (1) 輸入者が保存する書類

輸入者は、原産品に関する書類を日本においては輸入の許可の日の翌日から 5 年間保存する必要があります。対象となる原産品に関する書類とは、輸出者自己申告（原産地に関する申告）の場合は、原産品申告書となります。輸入者自己申告（輸入者の知識）の場合は、当該産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録（原産品申告書及び産品が原産品であることを示す情報が記載された書類）となります。ただし、輸入申告の際に税関に提出した書類については、保存義務の対象とはなりません。

##### (2) 輸出者が保存する書類

輸出者自己申告（原産地に関する申告）を作成した輸出者及び生産者は、日本においては原産品に関する書類を作成した日から 4 年間保存する必要があります。対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書（写し）及び当該産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録となります。

#### 7. 日本税関からの原産性の確認への対応（輸入面）

上記輸出者自己申告、輸入者自己申告のいずれの場合であっても、必要に応じて、事後確認を行う場合があります。

日本税関では、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため、輸入者に対して情報提供要

請を行うことがあります。輸入者として原産品申告書を作成した場合には、原産品申告書を作成するにあたり原産性の判断に使用し、保存していた書類等に基づき、産品が原産品であることを疎明する必要があります。

また、輸出者又は生産者が作成した原産品申告書を用いて申告した場合には、輸出者等から情報を得られないような事情がある場合には、その旨回答してください。日 EU・EPA においては、輸入者の手配により輸出者又は生産者から日本税関に対し、直接情報を送付することもできます。輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合には、必要に応じて、日本税関から輸出国税関を通じ、輸出者等へ情報提供要請を行うことがあります。

なお、日 EU・EPA においては、輸入者自己申告（輸入者の知識）により申告した貨物について、事後確認の際に輸入者が産品が原産品であることを疎明する資料が提出できない場合、輸出国税関を通じた、輸出者に対する確認は行われません。輸入者が原産品申告書を作成した場合において、情報の提供要請に対して提供した情報が原産品であることを確認するために十分でない場合や回答しない場合等には EPA 税率の適用が否認される場合があります。

#### 【参考】 日本税関からの原産性の確認への対応（輸出面）

我が国から輸出した貨物の原産性について、EU 加盟国の税関が必要に応じて事後確認する場合、まずは EU 側輸入者に対して情報提供要請が行われますが、さらに輸出国（日本）の輸出者に対して確認を行う必要があると判断した際には、日本税関に対して協力要請が行われることとなります。

当該要請を受けた日本税関は、貨物の輸出者に対し、当該貨物の原産性の判断に使用し、保存していた書類等の提出を求めることとなりますので、ご協力をお願いします。（なお、提出いただいた当該情報等を踏まえ、当該貨物が原産品か否かを最終的に決定するのは当該情報提供要請を行った EU 加盟国の税関になります。）

なお、当該輸出貨物の生産に関し、材料のサプライヤーが複数の事業者に及ぶ場合であっても、日本税関からの書類等の提出に係る連絡は、貨物の輸出時に原産地に関する申告を作成した輸出者に対して行うこととなりますので、その点ご注意ください。

## Ⅱ.自己申告の作成例



## 1. ワイン（関税率表第 2204.21 号）の例

※本例は原産地基準が「実質的変更基準を満たす製品」の場合の書類作成例であり、ワインの場合に必ず「実質的変更基準を満たす製品」となるわけではありません。

### (1) 原産地基準

EU（フランス）から日本へ輸入されるワイン（関税率表第 2204.21 号）について、日 EU・EPA においては、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、当該非原産材料が品目別規則に定める以下の条件を満たせば原産品と認められます。

※関税率は協定の発効日に即時撤廃

「CTH（第 22.07 項及び第 22.08 項の材料からの変更を除く。）ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

生産において使用される第 0806.10 号、第 2009.61 号及び第 2009.69 号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

生産において使用される第 4 類の非原産材料の重量が製品の重量の 40 パーセントを超えないこと。

生産において使用される第 17.01 項及び第 17.02 項の非原産材料の総重量が製品の重量の 40 パーセントを超えないこと。」

上記の規則について解説しますと…

・非原産材料を使用する場合、当該非原産材料の HS コードが製品の HS コードと上 4 ケタレベルで異なるものであれば良い。ただし、第 22.07 項及び第 22.08 項に分類されるアルコールが添加されているものについては、これらのアルコールは締約国の原産材料でなければならない。

・ワインに使用されるぶどう（第 0806.10 号）は締約国の原産品でなければならない。

・ぶどうジュース（第 2009.61 号及び第 2009.69 号）及びそのぶどうジュースに使用されたぶどうについても締約国の原産品でなければならない。

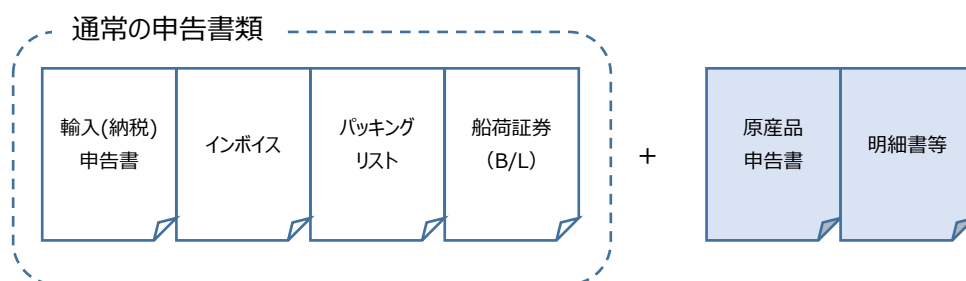
・ミルクや天然はちみつ等、HS コード第 4 類の非原産材料を使用する場合は、当該非原産材料の重量が、製品の重量の 40 パーセント以下でなければならない。

・HS コード第 17.01 項及び第 17.02 項に分類される糖類の非原産材料を使用する場合は、当該非原産材料の総重量が製品の重量の 40 パーセント以下でなければならない。

(2) 原産品申告書の作成例（輸出者自己申告の場合）

輸入申告にあたっての必要書類の提出は、通常の申告関係書類に加えて、原産品申告書及び明細書等貨物が日 EU・EPA 上の原産品であることに関する説明（資料）を提出することとなり、その場合、税関様式 C 第 5293 号（原産品申告明細書）を使用することが可能です。当該様式は任意様式であるため、適宜の書類で申告する貨物が原産品であることを示すことも可能です。

なお、輸出者自己申告の場合は、輸入者が入手できない情報（営業秘密等で輸出者から入手できない情報）まで税関へ提出する必要はありません。入手できない等の事情がある場合はその旨税関へご相談ください。また、当該説明（資料）が提出できない場合、そのことをもって直ちに特恵が否認されるものではありません。



(4) 原産品であることを明らかにする書類の例

- ・原産材料のみからの生産であることが確認できる契約書
- ・材料一覧表又は製造工程フロー図等の資料

（上記はあくまで例示であり、これらの書類以外であっても原産品であることを確認できれば構いません。また、当該資料が日本語以外の言語で記載されている場合でも原則として和訳を提出いただく必要はありませんが、必要に応じ、内容の説明を求めることがあります。）

<原産品申告書の記載例> (原産地に関する申告の場合)

**INVOICE**

**France wine corporation**

XX, Avenue Hoche, 75008, Paris, France

場所及び日付についてはインボイス等商業上の文書に  
これらの情報が含まれる場合には申告文上は省略可

**CUSTOMS CORPORATION**

2-7-68, Kaigan, Minato-ku,  
Tokyo, JAPAN 105-0022

Invoice No: ABC012345

Date: 01 Feb 2019

Contract No.: XXXXXXXXXX

Item No.	Product Code	Details	Quantity	Unit Price	Net Amount
1	XYZ-00000	Red wine	2,000.00	1,500	3,000,000

原産地に関する申告文

**(Period: from.....to.....)**

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No XXXXXXX) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of the European Union preferential origin.

製品の原産地: EU

輸出者参照番号: EU 側輸出者は REX Number と呼ばれる番号が原則として記載されます。

**Origin criteria used: "C", "1"**

用いられた原産性の基準: 完全生産品→A、原産材料のみからなる産品→B、  
実質的変更基準を満たす産品→C  
累積を適用する場合→D、許容限度を適用する場合→F  
Cを用いる場合→関税分類変更基準 1、付加価値基 2、加工工程基準 3

申告書の有効期間は 12 箇月間であるため、12 ヶ月以内の期間を記載。  
但し、1 回限りの輸送に使用する場合は空欄とすることができる。

**France wine corporation**

**General Manager** XXXXX

Authorised Signatory

輸出者の氏名又は名称

Total Net Amount (JPY)	3,000,000
Carriage Net	0.00
Total VAT Amount	0.00
Invoice Total (JPY)	C&F 3,000,000

### 原産品申告明細書

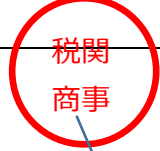
(オーストラリア協定、TPP11 協定、EU 協定)

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345、2019.2.1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 2204.21 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input checked="" type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input checked="" type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> VA 又は 2・ <input type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>&lt;原材料&gt; ①ぶどう (第 08.06 項) : フランスで収穫したもの (原産材料) ②酸化防止剤 (HS 番号不明) : 原産国不明</p> <p>原材料①はフランスで収穫したものであることから、原産材料である。また、原材料②は原産国及び HS 番号が不明であるが、酸化防止剤は第 22.04 項以外の物品であるため、PSR を満たすことから、本ワインは EU の原産品である。</p> <p>本ワインで使用されるぶどうがフランスで収穫したものであることは別添材料一覧表により、輸出者に確認</p> </div> <div style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ワインの規則は CTH (使用されている非原産材料の HS コードの頭 4 ケタと製品の HS コードの頭 4 ケタの間で変更が起きていれば良い。) ぶどうが締約国内の原産材料品であること 等</p> <p>酸化防止剤の HS コードが不明であっても、本規則は非原産材料のワイン (HS : 22.04 項) 以外の材料であれば規則を満たすこととなる。</p> </div> </div>	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	
印又は署名	印又は署名
作成 2019 年 2 月 1 日	

営業秘密等の理由により、原産性を証明する資料 (本事例ではぶどうがフランスで収穫されたことを証明する資料) が輸出者から入手できないものについては、

- ・原産品であることは輸出者に確認していること
- ・資料を提出できない事情を記載する。

輸出者自己申告の場合は、輸入者が入手できない情報まで提出する必要はありません。



※WO 又は A : 完全生産品、PE 又は B : 原産材料のみから生産される製品、PSR 又は C : 実質の変更基準を満たす製品、CTC 又は 1 : 関税分類変更基準、VA 又は 2 : 付加価値基準、SP 又は 3 : 加工工程基準、DMI 又は E : 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D : 累積

(規格 A 4)

使用する印に限定はありません。  
(会社の代表印である必要はありません)

<原産品であることを明らかにする書類の例>

*France wine corporation*

## Material List

Product : Red Wine

NO. : XXXXXX

	Material	Remarks
1	Grape	Variety of grape Merlot FRANCE 80% Cabernet sauvignon FRANCE 20%
2	Antioxidant	

原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、ぶどうが EU 域内で収穫されたものであることを示す書類として材料表を取り上げております。

材料表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうが EU 域内で収穫されたことが分かる書類であれば構いません。

また、輸出者からぶどうが EU 域内で収穫されたことが分かる書類が入手できない場合はその旨を明細書に記載ください。

## 2.衣類（Tシャツ（関税率表第 6109.10 号）及びカーディガン（関税率表第 6110.20 号））の例

※本例は原産地基準が「加工工程基準」の場合の書類作成例であり、Tシャツ及びカーディガンの場合に必ず「加工工程基準」となるわけではありません。

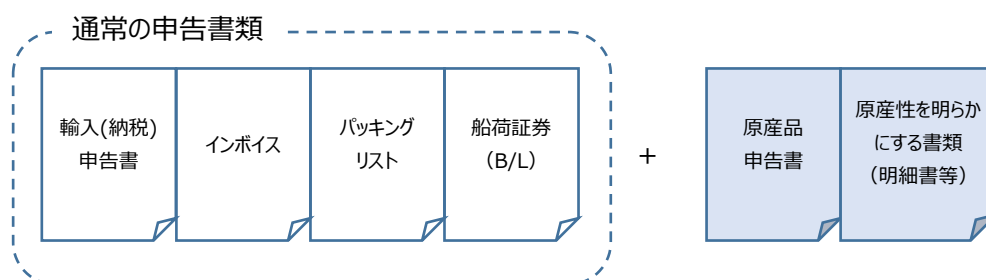
### (1) 原産地基準

EU（フランス）から日本へ輸入されるTシャツ（関税率表第 6109.10 号）及びカーディガン（関税率表第 6110.20 号）について、日 EU・EPA においては、非原産材料を使用して製造されるものである場合には、品目別規則に定める「メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ」を満たせば原産品と認められます。

※関税率は協定の発効日に即時撤廃

### (2) 原産品申告書の作成例（輸入者自己申告の場合）

輸入者は、当該衣類が日 EU・EPA 上の原産品であることを示す情報に基づき、自ら原産品申告書を作成することができます。輸入申告にあたっての必要書類の提出は通常の申告関係書類に加えて原産品申告書及び明細書等となり、その場合、税関様式 C 第 5292 号－4（原産品申告書）及び第 5293 号（原産品申告明細書）を使用することが可能です。当該様式は任意様式であるため、適宜の書類で申告する貨物が原産品であることを示すことも可能です。



### (4) 原産品であることを明らかにする書類の例

- ・契約書
- ・製造工程フロー図
- ・生産指図書等の資料 等

（上記はあくまで例示であり、これらの書類以外であっても原産品であることを確認できれば構いません。また、当該資料が日本語以外の言語で記載されている場合でも原則として和訳を提出いただく必要はありませんが、必要に応じ、内容の説明を求めることがあります。）

## 原 産 品 申 告 書

(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

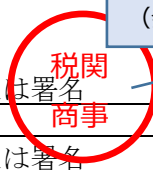
本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所 (国名を含む) <span style="color: blue;">フランス株式会社</span> <span style="color: blue;">XX, Avenue Hoche, 75008, Paris, France</span>			
No.	2. 産品の概要 品名、仕入書の番号 (一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合) 等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類番号 (6桁、HS 2017)	4. 適用する原産性の基準 (A、B、C (Cの場合 1、2、3)) 適用するその他の原産性の基準 (D、E)
1	<span style="color: blue;">T-SHIRT</span> <span style="color: blue;">仕入書番号 : ABC012345、2018.12.20</span>	第 <span style="color: blue;">6109.10</span> 号	<span style="color: blue;">C、3</span>
2	<span style="color: blue;">CARDIGAN</span> <span style="color: blue;">仕入書番号 : ABC012345、2018.12.20</span>	第 <span style="color: blue;">6110.20</span> 号	<span style="color: blue;">C、3</span>
5. 包括的な期間 (同一の産品が2回以上輸送される場合の期間)			
6. その他の特記事項			

7. 以上のとおり、2. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日 2019.2.1  
 作成者の氏名又は名称 税関商事株式会社 印又は署名  
 作成者の住所又は居所 東京都港区海岸 2-7-68  
 代理人の氏名又は名称 印又は署名  
 代理人の住所又は居所

使用する印に限定はありません。  
(会社の代表印である必要はありません)



※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される産品、C: 実質的変更基準を満たす産品、1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、累積若しくは許容限度の規定を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度

(規格 A 4)

## 原 産 品 申 告 明 細 書

(  オーストラリア協定、  TPP11 協定、  EU 協定 )

2. 仕入書の番号及び日付 <span style="color: blue;">ABC012345、2018.12.20</span>	
2. 原産品申告書における製品の番号 <span style="color: blue;">[1] [2]</span>	3. 製品の関税分類番号 <span style="color: blue;">第 6109.10 号 第 6110.20 号</span>
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input checked="" type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> VA 又は 2・ <input checked="" type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明  <span style="color: blue;">&lt;製造工程&gt;</span> <span style="color: blue;">メリヤス編み又はクロセ編み：フランス</span> <span style="color: blue;">裁断及び縫製：フランス</span>  <span style="color: blue;">よって、本品は、品目別規則に定める上記工程をフランスにおいて経ていることから EU の原産品である。</span>  <span style="color: blue;">上記事実は別添資料によって確認することができる。</span>	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 <span style="color: blue;">税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68</span> (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)	印又は署名 <div style="text-align: center; border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">税関 商事</span> </div> 印又は署名
作成 <span style="color: blue;">2019 年 2 月 1 日</span>	

明細書等で当該製品が原産品であることを説明する書類は、基本的には同じような貨物であっても、サイズや色等が異なることにより、使用する材料、生産工程が異なれば、その製品毎に提出してください。しかし、繊維及び繊維製品はほとんどの品目について、品目別規則が加工工程基準であるため、本事例のように異なる製品であっても、材料の生産工程、その工程が行われた国が同じであれば、説明する書類をまとめることが可能です。加工工程基準は、「どこで」「何が行われたのか」を説明することがポイント。

使用する印に限定はありません。  
(会社の代表印である必要はありません)

※WO 又は A：完全生産品、PE 又は B：原産材料のみから生産される製品、PSR 又は C：実質的変更基準を満たす製品、CTC 又は 1：関税分類変更基準、VA 又は 2：付加価値基準、SP 又は 3：加工工程基準、DMI 又は E：僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D：累積

(規格 A 4)



<原産品であることを明らかにする書類の例>

## Production Process

Invoice No	Date	Description	Yarn	Knitting	Cut & Sewing
ABC012345	2018.12.20	T-SHIRT	CHINA	FRANCE	FRANCE
		CARDIGAN	CHINA	FRANCE	FRANCE

当該生産工程表には糸を製造した場所が記載されておりますが、本事例の産品に係る品目別規則では糸を製造した場所は問われていないため、糸の製造国が不明であっても構いません。

Date : 1 February, 2019

Company Name : France Corporation

Signature : XXXXX

原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、加工工程を表す書類として生産工程表を取り上げております。

生産工程表以外の書類であっても、契約書や生産指図書等、加工工程が分かる書類であれば構いません。